

ファイザー社ワクチンの接種に向けたワクチン分科会・副反応部会の議論の概要

※赤字は政省令、予防接種法に基づく厚生労働大臣の指示文書に記載する事項

1. 予防接種・ワクチン分科会での議論(主なもの)

- ①新型コロナワクチン接種は可能な限り短期間で接種を完了できるように取り組みつつ、現時点では最長の実施期間を概ね1年間(2月中旬接種開始、**令和4年2月末日まで**(※))とする。
※ 2月末まで接種が行われた場合、接種費用の請求が3月に行われるなど、年度内に事業を完結できる最長の期間となる。
- ②予防接種の**対象者を16歳以上の者**と設定。
- ③**接種不相当者**(当日発熱等がある者は接種を見送る等)、接種要注意者(予防接種で接種後2日以内に発熱のあった者は慎重に接種可否を判断する等)について、通常の定期接種の例を参考に設定。
- ④予防接種法では新型コロナワクチン接種の対象者には、原則接種を受ける努力義務が適用されることとされているが、一部の対象者については政令で適用除外することが可能。
→データが少ない**妊婦については、接種を受ける努力義務を適用除外**する。
→16歳以上40歳未満の者は、重症化率は低いが発症者数は多いこと等を考慮し、努力義務を適用する。ただし、当該者への接種が本格化する前に最新の知見に基づき再検討する。
- ⑤**2回目の接種は**最短で19日後、**標準的には21日後**とし、それ以降になってしまう場合でも速やかに2回目を接種する。

2. 副反応部会での議論(主なもの)

- ①**アナフィラキシー等の副反応疑い事例を報告対象**とする。
- ②副反応疑い事例が報告された場合、公表と合わせて因果関係が明らかでないものが含まれており、因果関係を明らかにするには時間が必要である旨周知する。